

「3. 1 1 伝承ロード」の標章（ロゴマーク）に関する使用規程

令和2年8月3日

一般財団法人3.11伝承ロード推進機構

代表理事 今村文彦

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人3.11伝承ロード推進機構（以下「伝承機構」という。）が定める3.11伝承ロードの標章（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適正な使用を促進し、もって、3.11伝承ロード（以下「伝承ロード」という。）の普及・啓蒙を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この使用規程において、「ロゴマーク」とは、別紙1の1に掲げるものをいう。

（権利の保持者）

第3条 ロゴマークに関する商標登録を受ける権利及び登録後の商標権は、伝承機構代表理事が保有する。

なお、「3.11伝承ロード」の文字に関する商標権は、東北地方整備局長が保有しており、伝承機構が使用許諾されている。

（申請手続き）

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用目的や用途、使用場所、使用期間、使用イメージ等を記入した「ロゴマーク使用申請書」（別紙2、以下「申請書」という。）を伝承機構に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等により、報道関係機関が報道目的で使用する場合
- 二 伝承機構の理事、監事、評議員、顧問が使用する場合
- 三 震災伝承ネットワーク協議会の構成機関の他、国の行政機関及び地方公共団体が使用する場合
- 四 その他伝承機構が使用申請書の提出を要しないと認めた場合

2 ロゴマークの使用許諾を受けた者は、許諾を受けた使用期間を超えて引き続きロゴマークを使用する場合または申請書に記載された事項を変更する場合には、改めて申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。

（審査手続き）

第5条 伝承機構は、前条に規定する申請書の提出があった場合、使用目的が次の各号のいずれかに該当しない限り使用を許諾するものとする。

- 一 伝承ロードの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
 - 二 伝承ロードの正しい理解の妨げになる、又は妨げとなるおそれがある場合
 - 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - 四 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2項第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員（申請者が法人の場合は法人の役員が該当する場合を含む。）からの申請である場合
 - 六 その他、伝承機構及び震災伝承ネットワーク協議会が適当でないと認めた場合
- 2 伝承機構は、震災伝承ネットワーク協議会から受けた使用許諾の範囲も踏まえ、前項の申請内容について審査の上、許諾の可否を申請者に通知するとともに許諾した申請者には、ロゴマークの電子媒体を送付するものとする。
 - 3 伝承機構は、ロゴマークの使用期間について、5年間の範囲内で許諾する。

（報告手続き）

第6条 前条第2項により許諾された使用者は、ロゴマークを使用した場合、「ロゴマーク使用報告書」（別紙3）を伝承機構に遅滞なく提出するものとする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は当分の間無料とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許諾を受けた使用者は、伝承機構へ届け出た使用目的のみに使用すること。
- 二 ロゴマークの使用にあたっては、別紙1のとおりとする。

（譲渡等の禁止）

第9条 ロゴマークの使用許諾を受けた者は、その権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできず、かつロゴマークの使用を第三者に対して許諾することはできない。

（使用の差し止め）

第10条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、伝承機構はロゴマークの使用を差し止め若しくは使用物件の回収などを求めることができる。

- 一 この規程に定める事項に違反した場合

- 二 第4条の規定に基づき提出された申請書に虚偽のあることが判明した場合
- 三 使用許諾を受けていない場合
- 四 その他伝承機構及び震災伝承ネットワーク協議会が適当でないとした場合

(責任)

第11条 前条の規定により、ロゴマークの使用を差し止めた場合、使用者に損害が生じても、伝承機構及び震災伝承ネットワーク協議会はその責めを負わない。

2 使用者がその使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、伝承機構及び震災伝承ネットワーク協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を負わない。

3 使用者がロゴマークを使用したことにより伝承機構及び震災伝承ネットワーク協議会が損害を受けた場合、伝承機構は使用者に損害賠償を求めることができる。

付則

(施行期日) この規程は、令和2年8月3日から施行する。

2 第4条に定める「ロゴマーク使用申請書」(別紙2)を、令和3年2月22日から改める。

(別紙1)

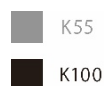
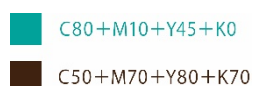
○ロゴマークの使用に当たっての留意点について

ロゴマークの使用に当たっては、次のことを遵守すること。

1 基本のロゴマークは、次のロゴマークとする。

(1) 【カラー版】

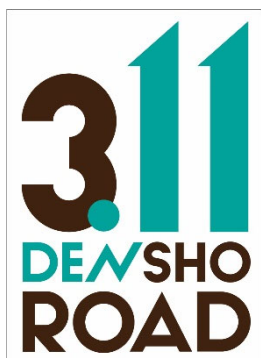
(2) 【白黒版】



2 ロゴマーク使用時の留意点は次のとおりとする。

- (1) 地色は、白を基本とする。地に色がある場合、写真にレイアウトする場合は、白窓で使用する。
- (2) ロゴマークには、原則フレームを設けないものとする。ただし、伝承機構が制作又は制作に関与するものはこの限りでない。
- (3) 地色が白の場合、ロゴマークの範囲が不明になることから、黒の縁取りをすることができる。
- (4) 使用するロゴマークの大きさが小さいこと等により判読できない場合は、使用しないこと。
- (5) ロゴマークの大きさについての制限は設けないが、縦横の比率は変更しないこと。
- (6) ロゴマークの範囲は、次のとおりとし、その範囲内には、文字等のレイアウトをしてはならない（(2)の縁取りを除く。）

・(3)のイメージ



・(6)の詳細

